平成２９年（フ）第１９９５号
大阪市東淀川区大桐４丁目３番24号
債務者　上田　慎一
1　決定年月日時　平成29年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２０００号
大阪市淀川区三国本町１丁目11番23―505号
債務者　神崎　幹枝（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成29年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２０１５号
大阪市東成区大今里南１丁目５番22号　トミハイム１棟２階203号
債務者　山田　貴子
1　決定年月日時　平成29年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第６２号
高知市瀬戸２丁目11番７号　コーポ神崎102号
債務者　松島　美洋
1　決定年月日時　平成29年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月19日まで
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第７２号
高知市南ノ丸町53番地１　アルファステイツ桟橋通りⅣ・702号
債務者　小谷総麗雄
1　決定年月日時　平成29年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月19日まで
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第７５号
高知県南国市大埇甲1766番地６　レオパレス風月117号
債務者　岩見佳代子
1　決定年月日時　平成29年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月19日まで
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第８５号
高知県香南市吉川町古川340番地２　ケアハウスまごの手
債務者　松浦　　実
1　決定年月日時　平成29年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月19日まで
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第９９号
高知市廿代町９番３号　シャペル９―201号
債務者　増田　　武
1　決定年月日時　平成29年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月19日まで
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１００号
高知市廿代町９番３号　シャペル９―201号
債務者　増田　雅美
1　決定年月日時　平成29年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月19日まで
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１２号
福岡県大牟田市小浜町45番地20　小浜県営住宅１棟402号
債務者　西川　忠信
1　決定年月日時　平成29年５月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月19日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２９年（フ）第５７号
北海道帯広市西８条南41丁目２番５号　コーポアイドル２階202号室
債務者　広川　智哉
1　決定年月日時　平成29年５月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月20日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２９年（フ）第２４号
茨城県つくば市東光台２丁目15番地４　メリーパレスＡ棟202号、前住所茨城県つくば市島名2323番地（諏訪Ｃ12街区２）ミレニオつくば万博記念公園202号
債務者　中泉　理絵（旧姓田仲）
1　決定年月日時　平成29年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月21日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２９年（フ）第５４８号
名古屋市緑区大高町下塩田32番１　オーネスト波の花指定短期入所生活介護事業所、住民票上の住所名古屋市緑区南陵401番地　桶狭間荘14棟101号
債務者　梶野　金秋
1　決定年月日時　平成29年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第９７号
長崎県長崎市上小島４丁目６番１号
債務者　松田　美香
1　決定年月日時　平成29年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月21日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第３６６２号
東京都板橋区前野町２丁目37―14―201
債務者　杉本　雪子
1　決定年月日時　平成29年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３６９７号
千葉県柏市酒井根２丁目６―15―101
債務者　高橋　宏忠
1　決定年月日時　平成29年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月18日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部